

自転車利用者のヘルメット着用努力義務化!

～令和5年4月から～

皆のもの～、
自転車に乗るときは、
ヘルメットをかぶろうマル!



【改正道路交通法第63条の11】

① 自転車の運転者等の遵守事項

- (1) ヘルメットをかぶるよう努めなければなりません。
- (2) 他人を同乗させる場合は、ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。

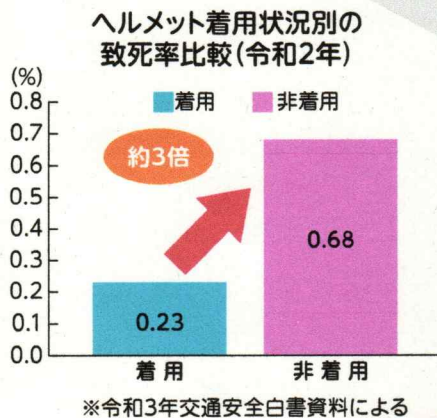
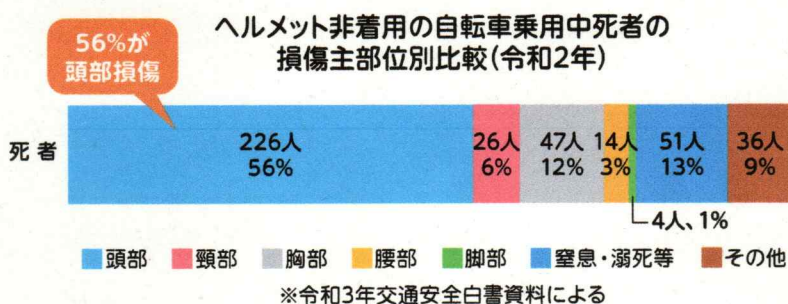
② 保護者の努力義務

児童、幼児が自転車を運転するときは、ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。

※ヘルメットは正しく着用しましょう。



ヘルメット非着用時の致死率は
着用時と比べ約3倍も高くなります



山梨県自転車交通安全
ロゴマーク



山梨県・山梨県警察・山梨県交通対策推進協議会